

小牧市監査公表第 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果について公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 木 村 哲 也

定期監査の結果について

第 1 監査の対象及び実施期間

会計課

対象期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日までの所管業務

実施期間 令和 6 年 8 月 2 7 日から令和 6 年 1 0 月 1 6 日まで

第 2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、適正に執行されていると認められた。

付記事項

今回の監査を踏まえ、地方自治法第199条第10項に基づく監査委員の意見を以下に記述する。

【意見】

《 会計課 》

- 自治体情報システム標準化に伴い、税や保険料の納付書が新様式に切り替わるため、現行の総合収納システム全体にわたる大規模な見直しが必要となっている。税等の収納に関しては、収納状況が適正に反映されない場合、市民にも大きな影響を及ぼすものであるから、関係部署とも連携を密にし、国が掲げる令和7年度末までの標準準拠システムへの円滑な移行に向けて詳細な検討を重ね、最適なシステムとなるよう事務を進められたい。